

令和8年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 英語

持込み等： 英和辞典一冊。留学生については、英語から母語への辞典、および母語から日本語への辞典（各1冊）も持ち込み可。

第1問 以下の文章は今年下されたアメリカ合衆国最高裁判所判決の一部である。文章を読んで、問いに答えなさい。（50点）

Title VII's* disparate-treatment provision bars employers from intentionally discriminating against their employees on the basis of race, color, religion, sex, or national origin. [...] In *McDonnell Douglas***, this Court laid out ① a three-step burden-shifting framework for evaluating claims arising under that provision. [...] The *McDonnell Douglas* framework aims to “bring the litigants and the court expeditiously and fairly to th[e] ultimate question” in a disparate-treatment case—namely, whether “the defendant intentionally discriminated against the plaintiff.” [...]

At the first step of the familiar three-step inquiry, the plaintiff bears the “initial burden” of “establishing a prima facie case” by producing enough evidence to support an inference of discriminatory motive. [...] If the plaintiff clears that hurdle, the burden then “shift[s] to the employer to articulate some legitimate, nondiscriminatory reason for the employee’s rejection.” [...] Finally, if the employer articulates such a justification, the plaintiff must then have a “fair opportunity” to show that the stated justification “was in fact pretext” for discrimination. [...] A plaintiff “may succeed [under the *McDonnell Douglas* framework] either directly by persuading the court that a discriminatory reason more likely motivated the

employer or indirectly by showing that the employer's proffered explanation is unworthy of credence." [...]

For most plaintiffs, the first step of the *McDonnell Douglas* framework—the prima facie burden—is “not onerous.” [...] A plaintiff may satisfy it simply by presenting evidence “that she applied for an available position for which she was qualified, but was rejected under circumstances which give rise to an inference of unlawful discrimination.” [...] But, under Sixth Circuit*** precedent, plaintiffs who are members of a majority group bear an additional burden at step one: They must also establish “ ‘background circumstances to support the suspicion that the defendant is that unusual employer who discriminates against the majority.’ ” [...]

As outlined below, @ the Sixth Circuit's “background circumstances” rule cannot be squared with the text of Title VII or our longstanding precedents. [...]

As a textual matter, Title VII's disparate-treatment provision draws no distinctions between majority-group plaintiffs and minority-group plaintiffs. Rather, the provision makes it unlawful “to fail or refuse to hire or to discharge *any individual*, or otherwise to discriminate against *any individual* with respect to his compensation, terms, conditions, or privileges of employment, because of such individual's race, color, religion, sex, or national origin.” [...] The “law's focus on individuals rather than groups [is] anything but academic.” [...] By establishing the same protections for every “individual”—without regard to that individual's membership in a minority or majority group—Congress left no room for courts to impose special requirements on majority-group plaintiffs alone.

Our precedents reinforce that understanding of the statute. In *Griggs v. Duke Power Co.*, 401 U.S. 424, 91 S.Ct. 849, 28 L.Ed.2d 158 (1971)****, for instance, we said that “[d]iscriminatory preference for any group, minority *or* majority, is precisely and only what Congress has proscribed” in Title VII. [...] We made the same point even more explicitly in *McDonald v. Santa Fe Trail Transportation Co.*, 427 U.S. 273, 96

S.Ct. 2574, 49 L.Ed.2d 493 (1976)*****, a few years later. The employer in that case had argued that certain forms of discrimination against White employees fell outside the reach of Title VII. [...] But we rejected that argument, holding that “Title VII prohibit[ed] racial discrimination against the white petitioners in th[at] case *upon the same standards* as would be applicable were they Negroes.” [...]

Our case law thus makes clear that the standard for proving disparate treatment under Title VII does not vary based on whether or not the plaintiff is a member of a majority group. [...] The “background circumstances” rule flouts that basic principle.

The “background circumstances” rule also ignores our instruction to avoid inflexible applications of *McDonnell Douglas’s* first prong. This Court has repeatedly explained that the “precise requirements of a prima facie case can vary depending on the context and were ‘never intended to be rigid, mechanized, or ritualistic.’ ” [...] In *McDonnell Douglas* itself, we observed that the “facts necessarily will vary in Title VII cases,” and that “the prima facie proof required” can therefore differ from case to case. [...]

The “background circumstances” rule disregards this admonition by uniformly subjecting all majority-group plaintiffs to the same, highly specific evidentiary standard in every case. As the Sixth Circuit observed, the rule effectively requires majority-group plaintiffs (and only majority-group plaintiffs) to produce certain types of evidence—such as statistical proof or information about the relevant decisionmaker’s protected traits—that would not otherwise be required to make out a prima facie case. [...]

This Court has long rejected such “inflexible formulation[s]” of the prima facie standard in disparate-treatment cases. [...] We do so again today.

Title VII of the Civil Rights Act of 1964* 1964年公民権法第7編。
雇用における人種・宗教・性別などに基づく差別を禁止している。

McDonnell Douglas Corp. v. Green, 411 U.S. 792, 93 S.Ct. 1817,

36 L.Ed.2d 668 (1973) ** 判例名。

Sixth Circuit *** アメリカ合衆国連邦第6巡回区裁判所。連邦裁判所システムの控訴審（第二審）に当たる。

Griggs v. Duke Power Co., 401 U.S. 424, 91 S.Ct. 849, 28 L.Ed.2d 158 (1971) **** 判例名。

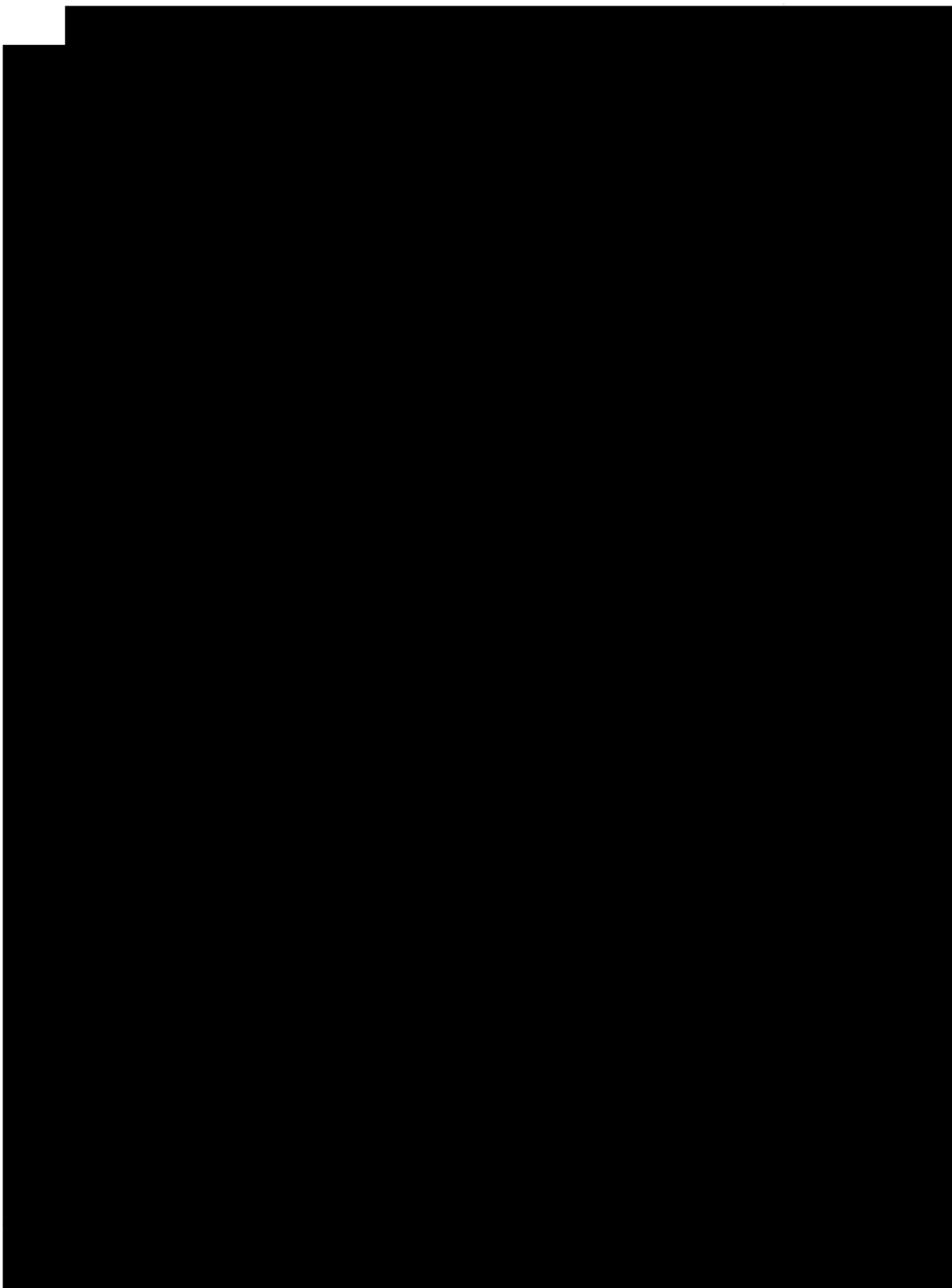
McDonald v. Santa Fe Trail Transportation Co., 427 U.S. 273, 96 S.Ct. 2574, 49 L.Ed.2d 493 (1976) ***** 判例名。

（出典）*Ames v. Ohio Department of Youth Services*, 605 U.S. ---- (2025).

問1 「a three-step burden-shifting framework」（下線部①）の内容を，わかりやすく日本語で説明しなさい。（15点）

問2 下線部②とあるが，最高裁判所がそのように判断する理由を，「the Sixth Circuit's "background circumstances" rule」の内容を明確に示した上で，わかりやすく日本語で説明しなさい。（35点）

第2問 以下の文章を読んで，問いに答えなさい。（50点）



[REDACTED]

1.

[REDACTED]

[REDACTED]

2.

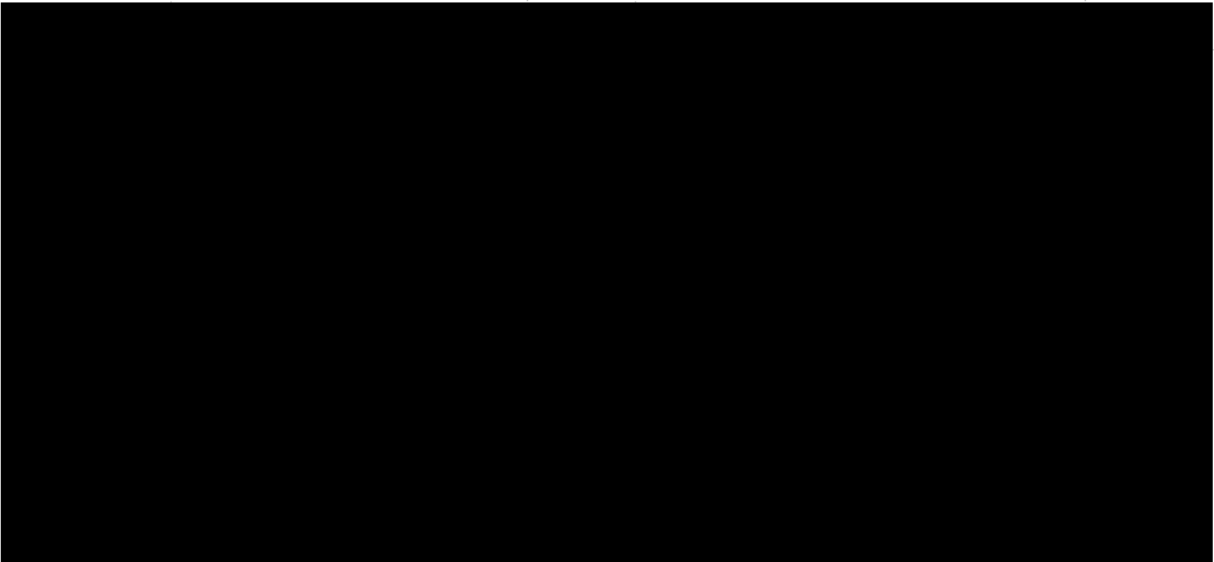
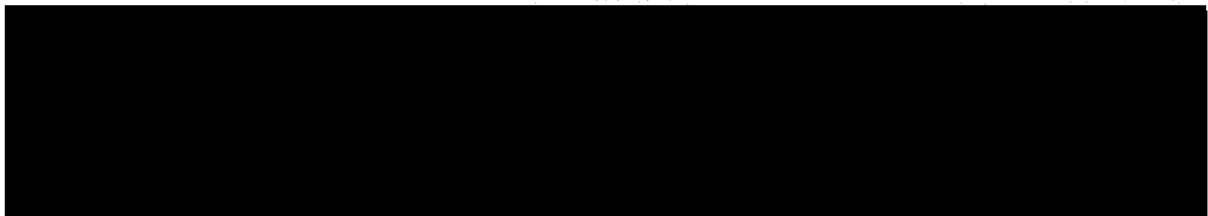
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3.

[REDACTED]

(出典) Ganesh Sitaraman & Morgan Ricks, Tech Platforms and the Common Law of Carriers, 73 Duke L.J. 1037 (2024).

問1 下線部①の内容を，具体的に説明しなさい。(10点)

問2 問題文によると，コモン・ローにおいて，コモン・キャリアにはどのような法的ルールが適用されてきたか，説明しなさい。(40点)

令和8年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 刑法

持込み等： 判例のない法令集

第1問（50点）

以下の事例に基づき、Xの罪責について論じなさい（住居侵入罪及び特別法違反の点は除く）。

1 X（50歳、男性、身長185cm、体重95kg）は、13歳の息子A（身長165cm、体重58kg）と、札幌市内のX所有に係る一戸建て住宅で2人暮らしをしていた。Xの妻（Aの母親）は既に亡くなっており、裕福な暮らしではなかったものの、2人は良好な親子関係にあった。某年8月1日、Xは、生活費に窮したことから、近所のB（55歳、女性、身長148cm、体重45kg）が経営するスナックの店舗（以下、「本件店舗」という。）から金銭を盗もうと考えたが、自ら行うのは面倒であるのでAに行かせることとした。同日午後8時、Xは、Aに「生活費がなくてやばい。今からBの店に忍び込んで、レジに入っている金を取ってこい。」と言ったが、Aが「泥棒なんて嫌だよ。」などと言ってこれを断ったため、「今日店は休みでBはいないから絶対見つからない。Bはいい加減でトイレの窓の鍵を開けっ放しにしているから侵入も簡単だ。心配するな。」などと言って説得したところ、Aは渋々これに応じて「分かった。」と言った。

2 同日午後9時、Aは、Xの指示通り、トイレの窓から無人の本件店舗に侵入した後、レジを発見して1万円札5枚を抜き取り、ポケットに入れた。すると、店舗玄関のドアが開き、出勤したBが入ってきて、Aを発見するや、「誰だいあんたは！泥棒！泥棒だよ！」と叫びだした。Aは、このままでは逮捕されてしまうので何とかしなければと考え、とっさにレジ脇のテーブルに乗っていたガラス製の灰皿（重さ1kg）を手にとってBに接近し、灰皿を振り上げて、「静かにしろ。騒ぐと殺す」と述べたところ、Bは大人しくなった。Aは灰皿を床に置き、本件店舗を出た。

3 Xは、午後9時30分にAが帰宅した後、上記1及び2の事情を聞き、AがBに顔を見られたことに激昂し、Aの顔面を手拳で殴打したところ、Aはよろめいて後頭部をちゃぶ台の角に強く打ち、動かなくなった。これによりAは失神したが、Xは、Aが死亡したものと軽信し、これを隠さなくてはと考え、Aの身体をビニールシートで包んで自宅から5分のところにある川に運び、同日午後9時45分、Aの身体が浮かんでこないよう、ビニールシートに重りをくくりつけたうえで、これを川に落とした。その時点で、Aは、失神していただけであったが、その状態で海に落とされたことにより間もなく溺死した。

第2問（50点）

支払いの意思及び能力がないにもかかわらず、自己名義のクレジットカードを加盟店で利用する行為に関する詐欺罪（刑法246条）の成否について、ありうる理論構成を複数挙げ、それぞれの問題点も踏まえつつ、詳しく論じなさい。

（以上）

科目名： _____ 刑法 _____

出題の趣旨及び解答の指針【法学研究科ホームページに公開します。】

第1問は、Xが、(1) 13歳の息子Aに、金銭を盗むよう指示したところ、Aは金銭を盗んだものの持ち主Bに見つかったため、凶器を示して脅す行為まで行ったこと、(2) XがAに故意に暴行を振るったところ失神状態にさせたが、XはAが死亡したものと誤信して、その身体を隠すために川に沈めて、Aを溺死させたことを内容とする事例について、Xの罪責に関する論述を求めるものである。

(1) については、Xが、13歳のAという刑事未成年に窃盗を命じた行為が、間接正犯とそれ以外の関与形態（共同正犯等）のいずれにより評価されるのかを検討することが求められる。加えて、Xが窃盗を命じたところ、Aが窃盗だけでなく逮捕を免れる目的で脅迫も行ったことについて、Xに認めた関与類型を踏まえつつ、共謀の射程および錯誤といった観点から、Xがいかなる範囲で罪責を負うのかについて、検討する必要がある。

(2) については、Xの行為により最終的にAが死亡したものの、これを当初のXによる暴行に帰属して傷害致死罪の成立を肯定できるかが問われる。具体的には、行為後に行為者本人の行為が介在した場合の因果関係判断が問題となる。

第2問は、支払い意思・能力がないにもかかわらず、自己名義のクレジットカードを加盟店で利用する行為に関する詐欺罪の成否について、複数の理論構成を提示しつつ、批判的に論じることが求められるものである。検討に際しては、たとえば、行為者が財物を得た場合に、そもそも自己名義のクレジットカードを提示することが欺罔行為に当たりうるかを検討することが求められるほか、①加盟店に対する1項詐欺を認める見解と、②いわゆる三角詐欺構成をとり2項詐欺を認める見解があることを踏まえて、それぞれの立場において、被欺罔者・処分行為者および被害者が誰であるのか、何をもって被害客体たる財物又は財産上の利益とするのかといった点につき、構成を示すことが求められる。

(以上)

令和 8（2026）年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第 1 次）問題

試験科目名： 日本政治思想史

持込み等： 不 可

【問 1】 20世紀日本の思想史研究者たちは、伝統思想における「日本的なもの」をどのように捉えようとしたか、複数の主張をとりあげ、比較しつつ論じなさい。（配点50点）

【問 2】 近代日本における「デモクラシー」論について、任意の複数の思想家の主張をとりあげ、比較しつつ論じなさい。（配点50点）

令和8年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 国際政治

持込み等： 不可

第1問 次のテーマから一つを選択し、論じなさい。（50点）

- （ア）内戦の発生原因
- （イ）欧州統合
- （ウ）ポピュリズム

第2問 国際関係における規範の重要性を巡る議論を整理し、自らの見解を述べよ。（50点）

令和 8 年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第 1 次）問題

試験科目名： 憲 法

持込み等： 判例のない法令集（1冊）

日本国憲法の解釈に関する以下の 2 題に解答しなさい（各 50 点）

問 1

津地鎮祭事件判決（最大判昭52・7・13民集31巻4号533頁）において示された「目的効果基準」と、空知太神社訴訟判決（最大判平22・1・20民集64巻1号1頁）によって行われた「総合的判断」の関係について、他の主要な最高裁判例にも触れながら、論じなさい。

問 2

客観訴訟における違憲審査について、関連する判例や学説の議論を紹介しながら、論じなさい。

令和8年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 比較法

持込み等： 不可

以下の設問から2題を選択して回答しなさい。（各50点）

第Ⅰ問

英米法における判例法主義とはどのようなことを意味するかを述べた上で、これが英米法圏における法的思考や法発展にどのような特徴をもたらしているか、論じなさい。

第Ⅱ問

アメリカの合衆国最高裁判所が憲法事件の判断に際して援用する審査基準について説明しなさい。特定の事件分野や事件類型に焦点を当ててもよいが、その際にはそのことを明示的に論じること。

第Ⅲ問

「ヨーロッパ法」の概念について論じなさい。

第Ⅳ問

司法解釈と指導性案例の制度概要、及び中国法の実定法源におけるその位置づけについて論じなさい。

令和8年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 法社会学

持込み等： 一切不可

問1 以下の民事紛争全国調査（2016～2020）によるデータを踏まえて、川島武宜の法意識論の現代的な意義とその限界について論じなさい。なお、民事紛争全国調査は国民から無作為抽出された回答者に対してなされた大規模な調査票調査である。

（図表）トラブルの終わり方と希望実現度および現状満足度との関係 n=425

[トラブルの終わり方]	[希望実現度]		[現状満足度]	
	平均	標準偏差	平均	標準偏差
相手方との直接の話し合い	3.74	1.39	3.61	1.33
裁判所の手続	3.44	1.60	3.44	1.46
裁判所以外の機関や専門家による斡旋・調停	5.00	0.00	5.00	0.00
回答者の側が要求をあきらめた	1.70	1.19	1.84	1.16
相手の側が要求をあきらめた	3.94	1.60	3.72	1.45
回答者の側での関係の切断や終了	2.32	1.66	3.45	1.75
相手の側での関係の切断や終了	4.33	1.32	3.70	1.34
当事者の死亡	3.00	2.00	3.33	0.58
保険会社の仲介による解決	4.00	2.00	3.50	1.73
それ以外のかたちで終わった	3.12	1.72	3.14	1.46
わからない・おぼえていない	3.80	1.62	3.45	1.75
無回答	3.50	2.12	2.50	2.12
全体	2.99	1.70	3.10	1.54

※ この図表は、民事トラブルの経験者にその解決内容として「一番望んでいたこと」の実現度と現状への満足度を5段階評価で尋ねた結果を、「トラブルの終わり方」ごとに整理したものである。

※ 「トラブルの終わり方」のケース数は「相手方との直接の話し合い」が最も多く（n=130）、「回答者の側が要求をあきらめた」（n=99）がそれに続く。これに対し、「裁判所の手続」または「裁判所以外の機関や専門家による斡旋・調停」は、それぞれ n=17、n=3 である。

【出典】阿部昌樹「第11章 トラブルの終結」佐藤岩夫＝阿部昌樹＝太田勝造編『現代日本の紛争過程と司法政策：民事紛争全国調査2016～2020』（東京大学出版会、2023年）201頁。

問2 「生ける法」の概念が法学にとって持つ意義について論じなさい。

令和 8 年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第 1 次）問題

試験科目名： 行政法

持込み等： 判例のない法令集（1冊）

大問 1（50点）

行政行為の公定力の限界につき、関連する最高裁判例に言及しながら論ぜよ。

大問 2（50点）

令和 7 年 6 月 2 日、A 社の代表取締役 B は、C 国税局が A 社に対する内債を行っていると予見したため、同日、税理士 D を訪問し、これまで売上除外をしていた事実を打ち明けたうえで修正申告（国税通則法 19 条）を行うよう依頼した。同月 3 日、D は、A 社を所轄する E 税務署を訪れ、修正申告の相談をしたところ、E 税務署の副署長は、国税通則法 74 条の 2 に基づく税務調査（以下「本件税務調査」という。）を行うこととし、同月 5 日、職員を A 社に派遣して、A 社の帳簿書類等の資料（以下「本件資料」という。）を収集した。本件資料を精査した E 税務署の職員は、A 社の不正対象税額が巨額であることから、本件は査察（国税通則法 131 条以下に基づく犯則調査）によることが必要な案件であると判断し、同月 9 日、C 国税局調査査察部の総括主査に電話し、A 社が過少申告を行っている事実を伝達するとともに、同月 10 日、ファックスにて、本件資料を C 国税局調査査察部に送信した。C 国税局調査査察部は、同月 12 日、内債によって既に収集していた資料とともに、本件資料の一部を添付したうえで、簡易裁判所に対し、国税通則法 132 条 1 項に基づき、A 社事務所等を臨検場所とする臨検・搜索・差押許可状（以下「本件許可状」という。）を請求した。本件許可状は同日中に発布された。翌 13 日、C 国税局調査査察部は、国税通則法 131 条以下に基づく犯則調査を行い、帳簿等の証拠品を押収した。その後、A

社および代表取締役Bは、売上げの一部を除外し、架空経費を計上するなどの方法によって所得を秘匿し、令和3年から令和6年までの各事業年度の合計で3億円の法人税を免れたものとして、起訴された。

問1 本件税務調査に憲法35条および38条の保障が及ぶか否かにつき、関連する最高裁判例に触れつつ論ぜよ。(25点)

問2 E税務署の職員が本件資料をC国税局に共有し、C国税局が犯則調査に利用したことの是非について論ぜよ。(25点)

○ 国税通則法(抄)

(修正申告)

第十九条

1 納税申告書を提出した者(その相続人その他当該提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者(法人が分割をした場合にあっては、第七条の二第四項(信託に係る国税の納付義務の承継)の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承継した法人に限る。))を含む。以下第二十三条第一項及び第二項(更正の請求)において同じ。))は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申告について第二十四条(更正)の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等(第二条第六号イからハまで(定義)に掲げる事項をいう。以下同じ。))又は税額等(同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。以下同じ。))を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

一 先の納税申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に不足額があるとき。

二 先の納税申告書に記載した純損失等の金額が過大であるとき。

三 先の納税申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

四 先の納税申告書に当該申告書の提出により納付すべき税額を記載しなかつた場合において、その納付すべき税額があるとき。

2～4項 (略)

(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)

第七十四条の二

1 国税庁、国税局若しくは税務署(以下「国税庁等」という。))又は税関の当該職員(税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査(第百三十一条第一項(質問、検査又は領置等))に規定する犯則事件の調査

を除く。以下この章において同じ。)を行う場合に限る。)は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件(税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物(消費税法第二条第一項第十一号(定義)に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。)若しくは輸出物品(同法第八条第一項(輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税)に規定する物品をいう。第四号イにおいて同じ。)又はこれらの帳簿書類その他の物件とする。)を検査し、又は当該物件(その写しを含む。次条から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)において同じ。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 (略)

二 法人税又は地方法人税に関する調査

次に掲げる者

イ 法人(法人税法第二条第二十九号の二(定義)に規定する法人課税信託の引受けを行う個人を含む。第四項において同じ。)

ロ イに掲げる者に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者

三～四号 (略)

2～5項 (略)

(権限の解釈)

第七十四条の八

第七十四条の二から第七十四条の七まで(当該職員の質問検査権等)又は前条の規定による当該職員又は国税局長の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二百二十八条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第七十四条の二、第七十四条の三(第二項を除く。)若しくは第七十四条の四から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第七十四条の二から第七十四条の六まで又は第七十四条の七の二（特定事業者等への報告の求め）の規定による物件の提示若しくは提出又は報告の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出し、若しくは偽りの報告をした者

（質問、検査又は領置等）

第百三十一条

1 国税庁等の当該職員（以下第百五十二条（調書の作成）まで及び第百五十五条（間接国税以外の国税に関する犯則事件等についての告発）において「当該職員」という。）は、国税に関する犯則事件（第百三十五条（現行犯事件の臨検、搜索又は差押え）及び第百五十三条第二項（調査の管轄及び引継ぎ）を除き、以下この節において「犯則事件」という。）を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人（以下この項及び次条第一項において「犯則嫌疑者等」という。）に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し、若しくは置き去った物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し、若しくは置き去った物件を領置することができる。

2 当該職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（臨検、搜索又は差押え等）

第百三十二条

1 当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）をすることができる。ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、搜索をすることができる。

2 差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使

用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

3 前二項の場合において、急速を要するときは、当該職員は、臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、前二項の処分をすることができる。

4 当該職員は、第一項又は前項の許可状（第四百四十七条（鑑定等の嘱託）を除き、以下「許可状」という。）を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

5 前項の規定による請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を当該職員に交付しなければならない。

6 第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

7 当該職員は、許可状を他の当該職員に交付して、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをさせることができる。

令和 8 年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第 1 次）問題

試験科目名： 民法

持込み等： 判例のない法令集

以下の第 1 問から第 3 問までのうち、2 問を選択して解答しなさい。
（配点：1 問につき 50 点。3 問全てに解答した場合は 0 点とする。）

第 1 問

民法 94 条 2 項の類推適用は、どのような場合に、どのような要件の下で認められるか、類型ごとの差異に留意しつつ論じなさい。

第 2 問

同一の債権が二重に譲渡された場合における譲受人間の優劣はどのようにして決定されるか、適宜場合分けをしながら論じなさい。

第 3 問

民法 715 条 1 項にいう「事業の執行について」の意義について論じなさい。

令和8年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 西洋政治思想史

持込み等： 不可

次の二つの問いに答えなさい。

1 宗教改革以降、19世紀まで、「政治」と「宗教」の関係をめぐる議論は、どのように展開したか。代表的な政治思想家を複数とりあげて、論じなさい。

(50点)

2 ジャン＝ジャック・ルソーの政治思想の特徴を、同時代（17世紀、18世紀）の西洋の思想家と比較しつつ、説明しなさい。

(50点)

令和8年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 知的財産法

持込み等： 判例のない法令集

※ 根拠条文がある場合には、それを明示すること。

設問1（40点）

Xは、ボールペンのインクに α を用いれば書いた文字を消せることを見出し、インクに α を含有するボールペンの発明（以下「X発明」という。）について特許権（以下「X特許権」という。）を取得した。

X発明を知らずに独自に研究を進めたYは、インクに α 及び β を用いると書いた文字を消せるのみならずインクの寿命が延びることを見出し、インクに α 及び β を含有するボールペンの発明（以下「Y発明」という。）について、X特許権の出願日の翌日に特許出願して特許権（以下「Y特許権」という。）を取得した。

Yは、Y発明の実施品（以下「Y製品」という。）を生産して、小売業者Zに譲渡し、ZがY製品を消費者に販売している。Zは、X特許権の存在を知らない。

- (1) Xは、X特許権の侵害を理由に訴訟を提起し、YとZそれぞれに対してどのような請求をすることが考えられるか。考えられるXの主張とY又はZの反論を具体的に示しつつ、Xの請求が認められるかについて論じなさい（30点）。
- (2) X特許権の出願前に出版された学術雑誌にX発明が記載されていた場合、Yは、(1)の訴訟においてどのような主張をすることができるか（10点）。

設問2（45点）

Aは、男女が入れ替わって恋に落ちるという筋書きの小説（以下「A小説」という。）を執筆し、公表した。

- (1) A小説の公表に先立ち、Bは、男女が入れ替わって恋に落ちるという筋書きの小説（以下「B小説」という。）を執筆し、公表していたが、その筋書き以外にA小説とB小説の共通点はない。また、Aは、B小説を読んだ記憶がない。AによるA小説の執筆は、Bの何らかの著作権を侵害するか。考えられるBの主張とAの反論を具体的に示しつつ、著作権侵害が成立するかについて論じなさい（20点）。

(2) Cは、Aに無断でA小説を漫画化した作品（以下、「C漫画」という。）を制作したが、その際、A小説に登場しない人物甲をC漫画に登場させた。Cが、台詞の無い甲のイラストのみをAに無断でインターネット上に掲載することは、Aの何らかの著作権を侵害するか。考えられるAの主張とCの反論を具体的に示しつつ、著作権侵害が成立するかについて論じなさい（25点）。

※ 以下の設問3又は設問4のいずれか1問を選択し、解答すること。

設問3（15点）

設問1において、Xは、 α を含有するインクの製造方法（以下、「X方法」という。）について特許出願すべきか否かを検討している。Xは、特許出願書類の作成、出願費用、特許料等の負担を考慮すれば、自社工場内のみで使用しているX方法については、特許法より少ない負担で不正競争防止法による保護を受けられるのではないかと考え、貴方の助言を求めている。特許法と比較した不正競争防止法による保護の利害得失を踏まえつつ、Xにどのような助言をすべきかについて論じなさい。

設問4（15点）

設問1において、Xは、X発明の実施品（以下「X製品」という。）を市場販売することを企画しており、X製品について使用する予定の商標Tについて予め商標登録を受けることを考えている。Xは、X製品を市場販売する前に商標Tについて商標登録を受けることができるか。また、その結論は、どのような考え方（主義）に基づいているのかを示した上で、そのような考え方（主義）が採用される理由について商標の機能と関連付けて論じなさい。